

議案第 4 号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例(昭和 42 年加西市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

第21条第 2 号中「265, 000円」を「270, 000円」に改め、同条第 3 号中「480, 000円」を「490, 000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の改正に伴い、国民健康保険税の減額基準を改正しようとするもの。

【概 要】

○国民健康保険税の軽減判定所得基準

課税区分	改正前	改正後
5 割軽減	3 3 万円 + $\frac{26.5 \text{ 万円}}{\text{(被保険者数)}}$ 以下	3 3 万円 + $\frac{27 \text{ 万円}}{\text{(被保険者数)}}$ 以下
2 割軽減	3 3 万円 + $\frac{48 \text{ 万円}}{\text{(被保険者数)}}$ 以下	3 3 万円 + $\frac{49 \text{ 万円}}{\text{(被保険者数)}}$ 以下